6．その他

⑴　農業競争力強化支援法施行令（平成29年政令第206号。以下「令」という。）第１条並びに規則第10条第１号及び第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第１条第１号又は規則第10条第１号若しくは第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

⑵　令第１条第１号又は規則第10条第１号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

⑶　規則第10条第２号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項は、別表７により記載する。

別表１

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第５項第１号の要件		
合併		
分割		
農業生産関連事業の譲渡又は譲受け		
規則第１条第１項の要件		
一　株式交換		
二　株式移転		
三　資産の譲渡又は譲受け		
四　出資の受入れ		
五　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
六　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
七　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
八　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
九　会社又は外国法人の設立又は清算		
十　有限責任事業組合に対する出資		
十一　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第２条第５項第２号の要件		
農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化		

（注）

１．事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨とその見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

⑴　合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

⑵　分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

⑶　事業の譲渡については、譲り渡す事業の内容及び価額並びに譲渡期日を記載する。

⑷　事業の譲受けについては、譲り受ける事業の内容及び価額並びに譲受期日を記載する。当該事業の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

⑸　株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

⑹　資産の譲渡については、譲り渡す資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。

⑺　資産の譲受けについては、譲り受ける資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受期日を記載する。当該資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

⑻　株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

⑼　出資の受入れについては、当該出資受入前の資本金の額、受入額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

⑽　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

⑾　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

⑿　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。以下この項目において「株式等」という。）の取得については、当該取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、当該取得する株式等の総数及び当該取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該農業生産関連事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。